

原発事故と裁判所・裁判官

島山 武道

やはりと言うか、とうとうと言うべきか、原発大事故が発生してしまつた。子どもに何を食べさせ、どこで遊ばせれば良いのかが分からず、涙ぐんでいるお母さん達を見ると、はらわたの煮えくりかえる思いである。東京電力の責任は当然であるが、無責任に安全宣言を連発した原子力安全委員会も同罪である。いや、原子力安全委員会の審査を金科玉条とし、住民の主張を（二つの例外判決を除き）ことごとく葬り去つた裁判所にも重大な責任があるというべきだろう。

たとえば、福島第二原発原子炉設置許可取消訴訟において、福島地裁は、原子力安全委員会の主張をそのまま拝借し、原子炉は将来発生する可能性のある最大の地震をマグニチュード七・七、震央距離六四キロメートルと想定し、設計用地震動は余裕をもつて設定されている、燃料の崩壊熱による水温上昇を防止するために燃料プール水冷却浄化系が設けられ、冷却水温度が摂氏五二度を超える場合は残留熱除去系を用いて冷却が可能である、最大波高は一九六五年の台風二八号の際の約八メートルであるが、原子炉敷地前面に防波

堤が構築されるので高波浪の影響は防止されるなどと述べ、原告の主張を否定した。

さらに驚くべきは仙台高裁判決で、裁判所は、突然、「我が国の原子力安全委員会は、チェルノブイル事故をふまえて、我が国の原子力発電所の現状について、設計、建設、運転管理の各段階にわたり、改めて検討、評価し、我が国の原子炉施設の安全確保上意義ある事項について考察したことが認められ、そのなかで控訴人らが本訴において問題点として掲げる事項に対しても、注目すべき見解を表明している」と原子力安全委員会の報告を持ち出し、「（同委員会は）我が国の原子力発電所におけるマン・マシーン・インターフェイスは現状においては良好なものであるという。そして、運転管理体制についても、安全確保の上で適切なものとなつていふと考える」と評価している。以上は、本件安全審査について、それが相当な結果を得ていることを、追跡的に証明したものと見える」としている。しかし、これでは安全委員会が判決を下したのと同じではないか（本訴訟は第二原発に係わるものであるが、おそらく第一原発にたい

しても、裁判所は同じ判断を下しただろう）。

もんじゅ訴訟名古屋高裁金沢支部判決は、「原子炉にひとたび本格的な重大事故が起れば、それが付近住民と環境に与える影響及び被害は、その内容、態様、程度、範囲において、深刻かつ甚大であつて、その悲惨さが言語に絶するものとなることは、容易に推測できる。（そこで）その設置許可の段階における安全審査において、その調査審議及び判断の過程に重大な過誤、欠落があるとすれば、当該原子炉は、付近住民にとつて重大な脅威とならざるを得ない。この場合において脅威にさらされるのは、人間の生命、身体、健康、そして環境であり、換言すれば、人間の生存そのものといふことができる」と正しく述べている。

原子力安全委員会の杜撰な安全審査によつて、人間（住民）の生存が脅威にさらされていることは明らかである。そうすれば、安全委員会の安全審査のあり方に疑問を呈し、原子力権力の横暴や核爆発のリスクから、弱者や少数者を保護するのが裁判所の役割ではないのか。かつて、青木英五郎裁判官は「裁判官の戦争責任」を著し、治安維持法に肩入れしながら戦後を無傷で生き延びた裁判所・裁判官の責任を問うた。もし、史上最悪といわれる今回の原発事故の後も、これまでと同じような判決が綿綿と下されるのであれば、同じ題名の書が必要となるだろう。

へはたけやま たけみち・早稲田大学法務研究科教授